ĺΓ Ж (特定無線設備等) (特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項に規定する特定無線設備は、汝のと一第二条 法第三十八条の二の二第一項に規定する特定無線設備は、汝のと 花とかかる。 おりかかる。 | ~ 日十 | (と) | ~ | 日十 | 1 (と) 五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が 五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が 定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・ジ 定められている持分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線 アクセスシステムの基地局|又は時分割・直交周波数分割多元接続方式 ングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシス テムの基地局及び持分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・ 広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等 シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシ を行う無線局に使用するための無線設備 ステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するた めの無線設備 H十回~ 七十二 (路) 田十日~七十1 (略) 22 (器) い (器)